

徳島県告示第四百九十五号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十三条第一項の規定に基づき次の肥料の登録事項に変更を生じたので、同法第十六条第二項の規定により公告する。

令和二年七月三十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	生産業者の氏名又は名称及び住所		変更年月日
			旧	新	
徳島県 第四〇二号	魚かす粉末	四・五 一九・〇フィッ シュボン	鳴門化学産業株式会社 徳島県板野郡松茂町豊久字豊久開拓 五四番地	株式会社エヌ・シー・コトポレイシ ヨン 徳島県板野郡松茂町中喜菜字福有開 拓二〇八番地一五	令和二年五月十二日
徳島県 第四〇六号	同	五・〇 二〇・〇フィッ シュボン	同	同	同
徳島県 第四四四号	混合有機質肥料	有機質肥料四号	同	同	同
徳島県 第四四五号	同	有機質肥料五号	同	同	同
徳島県 第四四六号	魚かす粉末	七・〇魚かす	同	同	同
徳島県 第四四七号	同	七・五魚かす	同	同	同

徳島県 第四六〇号	同	七〇魚かす	同	同	同
徳島県 第四六七号	同	四・五二〇・〇フィッ シュボーン	同	同	同